

## 近畿厚生局・疑義照会事項(令和4年度診療報酬改定)

近畿厚生局指導監査課への疑義照会事項について、同局よりご回答いただいた内容を全て掲載しております。[令和4年4月30日現在]

※ 他の疑義照会事項につきましては、回答が分かり次第、随時追加します。

### ① 【短期滞在手術等基本料1 新たな届出について】

Q. 短期滞在手術等基本料1について、白内障日帰り手術など短期滞在手術等基本料1の眼科対象手術を局所麻酔のみで施行する場合、麻酔科標榜医の勤務は無いが、他の施設基準(1)(2)(3)(5)を満たしている眼科医療機関は、新たに届出が可能と解釈して良いか？

A. 近畿厚生局指導監査課の回答(令和4年3月24日)

その解釈で良いと思われる。

今回改定では、短期滞在手術等基本料1施設基準における麻酔科標榜医の要件緩和がなされている。新たに施設基準に該当する場合は、届出様式58の麻酔科標榜医は記入せず空欄とし、他の施設基準項目を実情に基づき正確に記載し、別添用紙7と共に近畿厚生局指導監査課まで提出する。

### ② 【短期滞在手術等基本料1 イ、ロ の解釈】

Q. イの麻酔 とは何を指すのか？

A. 厚労省疑義解釈(その7) [令和4年4月28日] より

イ 麻酔を伴う手術を行った場合(2947点)での麻酔とは

医科点数表第2章第11部に掲げる麻酔のうち、区分番号「L009」麻酔管理料(I)及び区分番号「L010」麻酔管理料(II)の対象となる

- ・ 区分番号「L002」硬膜外麻酔
- ・ 区分番号「L004」脊髄麻酔
- ・ 区分番号「L008」マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔を指す。

※ 上記の通知より、局所麻酔、点眼麻酔、テノン麻酔、球後麻酔での眼科対象手術等、イ以外の場合は、ロで算定する。